

諮問庁：消費者庁長官

諮問日：平成29年10月11日（平成29年（行個）諮問第158号）

答申日：平成30年4月11日（平成30年度（行個）答申第1号）

事件名：本人が提出した特定の文書に関する審査状況が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月8日付け消表対第1101号により消費者庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件開示請求した理由の概要

本件は、

（ア）特定生協の食肉販売の単価表示について

（イ）この単価表示を指導した、特定協議会（以下「協議会」という。）の考え方についての2点について
消費者庁の考え方を行政相談したものである。

しかし、消費者庁は、行政相談に現在まで回答をしてきていない。

そこで、今回「本件文書及び同文書の貴局での取扱い状況の個人情報の開示」を行う事により、本案件に対する消費者庁の考え方を求めているものである。

イ 本件決定通知書について審査請求する理由

（ア）前回（特定年月日A付け「食肉の販売単価の表示について」の、行政相談文書）も同じように、回答がなされないところから、今回と同じように個人情報の開示請求を行った結果、消表対第1237

号で個人情報が開示されたのに、前回と今回の開示請求の違いの説明もなく一方的な不開示決定である。

前回の個人情報の請求内容は「本件文書及び同文書の貴局での取扱い状況の個人情報」「公正取引委員会特定事務所から私（開示請求者）の行政相談が上げられていると思いますがその個人情報及び貴局での取扱い状況の個人情報」の2点で、今回の個人情報の請求内容は「個人情報の審査の状況」及び「督促されても回答がなされない審査の経緯の状況」並びに「回答文書の情報開示」の3点を開示請求をした。

前は開示され、今回は不開示という決定で承服できない。

前は「取扱いの状況」については開示され、今回は「審査の状況」については不開示という決定について納得が出来ないので、前回と今回の行政行為の不統一の違いを明らかにすべきであり、明らかに出来ない以上原処分を取消すべきであると思慮される。

(イ) 今回不開示とした理由は「開示請求に該当する保有個人情報が記録されている行政文書を作成も取得もしていない。」としているが、前はきめ細やかに行政文書を作成していたのに、今回は「作成も取得もしていない」のは、不作為による結果「作成も取得もしていない」との結論になったと思慮される。

なぜなら、回答の督促した時（特定月日A）担当者は、相談文書の内容の趣旨について質問されたのでその意味を説明した。

このことは、本件行政相談に対して審査した結果の質問であると理解でき、最低でもこの部分については「作成も取得もしている」と理解できる。

したがって、「作成も取得もしていない」とした理由は虚偽であり不作為以外考えられないところから、原処分を取消すべきであると思慮される。

(ウ) 今回の開示請求にあたり、本人確認のための資料として健康保険証の写し及び住民票の写しを添付したところであるが、この住民票の写しは市役所が発行した現物でなければならないと、後日他の国の機関から指摘されました。

しかし、消費者庁に送付した住民票の写しは、コピーを送付したものである。

このことは審査請求人の不注意から生じたものと考えます。

したがって、請求の絶対的条件である本人確認の資料が、不十分なまま補正されることなく受理し、それに基づき決定した処分は、瑕疵ある処分として取り消されるべきであると思慮される。

(エ) 国民からの行政相談については、総務省から適切に対応するよう

要請されているにもかかわらず、一切回答を拒み続けるとする不作為を見逃すことは出来ない。

また、前回及び今回の行政相談に一切回答しないことが、貴庁の掲げる消費者庁の使命及び消費者庁職員の行動指針（封筒に記載）のどの項目に合致しているか疑問であり、さらにこれらの記載は国民を欺く行為と思慮される。

ウ 結論

以上のことから、原処分を取り消すべきであると思慮される。

(2) 意見書（添付資料省略）

ア 本件事案

(ア) 本件情報開示請求しなければならなかった理由を述べておきたい。

a 特定生協の食肉販売の単価表示について

b この単価表示を指導した、協議会の単価に計量法が適用されるという考え方について

の2点について、処分庁の考え方を行政相談したものである。

しかし、処分庁は行政相談には回答をしてくれなかった。

そこで、今回「行政相談文書の取扱い状況、審査が長期に及んだ正当な理由及び回答文書の情報」の個人情報の開示請求を行う事により、本案件に対する処分庁の考え方を求めたものである。

(イ) 処分庁が、審査請求人からの行政相談を無視し、一切その質問に答えようとしていない事実を述べておきたい。

何の為の行政相談制度なのでしょう。

回答しないことは処分庁の横暴ではないかと思慮される。

行政相談に関しては、毎年各省庁に対して総務省行政評価局が開催する連絡協議会の場で協力要請がなされている。

それにもかかわらず、行政相談には一切証拠に残る文書による回答を拒んでいる。

このような行政の横暴を規制するために、その防止策が種々設けられているのは承知のとおりである。

例えば、情報開示請求の30日ルール、苦情処理規定、不服審査制度等々である。

しかし、処分庁の回答しない行為は正に強権行政の現れではないかと思慮される。処分庁には、出来るだけ国民の為に仕事をするという考え方が、存在しないと思慮される。

一方処分庁は、さも国民に寄り添っているかのような標語等を設けているが、このように行政相談に正面に対応しない事実から、国民を欺いていると言われても仕方がないと思慮される。

本件の情報開示の妥当性を審査する「情報公開・個人情報保護審

査会」は、その開示された情報が適法であるか否かの判断だけでなく、その情報開示請求に至る行政の姿勢も含めて審査判断されるのが、妥当ではないかと思慮される。

イ 理由説明書（下記第3。以下同じ。）に具体的に反論する。

本理由説明書の1～3までに対しては特に意見はない。

4 原処分の妥当性の記載内容に反論する。

（ア）4－（1）の項目

第一段落「「景品表示法及び公正競争規約の考え方」と題する書面（以下「本件文書」という。）を作成していたため、――改めて――作成していることはしていない。」と記載している。

この「本件文書」は、行政相談の回答文書ではない。

さらに、本件文書は何の為の文書で、誰に対しての文書であるかも不明である。

なぜなら処分庁からは、一切回答文書も説明も受けていない。

この「本件文書」は、前回の開示請求に対して処分庁が開示した文書の一部である。

仮に、「本件文書」が処分庁の公式文書と主張するのであれば、文書の決裁文書番号等を示し文書で回答し内容を説明すべきであると思慮される。

「本件文書」は何の為の文書であるか不明であり、自己満足だけの文書をもって「改めて検討文書を作成することはしていない」と主張しているが、説得力ゼロであり行政相談審査の不作为を自ら認めたものと理解できる。

第二段落「本件文書の補足を求める内容も含まれていたが、」と新たな観点での質問であることを認めていながら、その内容は一切記述していない。

この補足を求める内容は、「本件文書」の単価に対する実態の実例をもって反論している内容で、「本件文書」の一部を否定する内容のものです。

さらに、行政相談の主要な事項であるから意図的に回答していないと同時に「本件文書」の間違いを指摘しているため、処分庁にとって不都合なことから隠ぺいし回答していないものと理解できる。

また、処分庁は、行政相談の回答は「本件文書」で回答済みで有るがごときのように主張しているが、もう一件の「単価に対して計量法が適用される」ことの質問に答えていないことは、意図的に隠ぺいしているものと思慮される。

なお、この計量法に関しては、経済産業省産業技術環境局の解釈として、「商品の単価の表示については対象外である。」との回

答を得ている。

したがって、「単価に対して計量法が適用される」とした誤った考え方で、全国の食肉販売業者を指導していることは重大であると思慮される。

よって、ことの重大さから処分庁でも敢えて回答していないものと思慮される。

さらに、「日々発生する――行政相談については――担当者間で口頭での確認及び検討を行い――電話において回答している」と行政相談に対する対処方法を述べている。

このことは処分庁の日頃の業務の処理は、仲間内の個人プレーで決裁処理（組織内決定）を行なわず後日問題になった場合に証拠を残さないように、文書ではなく口頭でなされている事を自ら認めた記載内容と理解できる。

その証拠に、「本件文書」の決裁処理（決裁日及び決裁番号）を求めたが、これすら明らかにしていない。

今回の行政相談にも処分庁が主張する電話での回答さえもなされていない。

処分庁のどこにコンプライアンスが存在するのでしょうか。

第三段落目は、処分庁が不作為を隠ぺいする時の決まり文句であり、なんら説得力がない記述であり不当なものである。

以上のことから、原処分を取り消し行政相談の質問に文書で回答すべきである。

(イ) 4 - (2) - アに反論

この項目は、原処分の妥当性を主張しており、その正当性を主張しているものであるが、次のとおり反論する。

アの記述は、法で定める本人確認の必要書類であり、「住民票の写し」である。

この「住民票の写し」は市役所等の行政機関が発行したのである。しかし、審査請求人が提出した「住民票の写し」は、誤ってこのコピーを提出したものである。

法では、「住民票の写し」のコピーを認めてはいない。

従って、結果的に消費者庁の開示書類の審査に瑕疵が存在することになり、本件審査は無効であり処分を取り消すべきである。

参考までに、本人確認書類として「住民票の写しのコピー」を不可とする理由を、特定管区行政評価局の見解を資料として添付します。

イの記述は、「解説 行政機関等個人情報保護法」（以下「解説」という。）の解説をしたものと理解できる。

処分庁は、この解説を絶対的なものと考えて上記コピーの正当性を主張している。

しかし、この解説の発行元の総務省行政管理局は、この解説は個人を縛る法的根拠を持たないことを認めている。

したがって、解説が絶対であるがごとき論拠はナンセンスであると思慮される。

さらに、処分庁は「行政機関の長に一定の合理的な判断の余地を認めている」として、この余地は、「やむを得ない理由」「その他その者が前項に掲げる書類」の中で示されていると主張している。

しかし、上記評価局の見解は、「住民票の写しのコピー」は含まれないと明言している。

また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」でも、本人確認資料として「住民票の写し」を求めており、このコピーは認めていない。

よって、本人確認が不十分な審査に基づきなされた原処分を取り消すべきである。

ウの記述は、処分庁が主張しているア、イが正しければ更にウを記載する必要性がないと思慮される。

それを敢えて記載していることが、処分庁の資質が窺い知れる。

この項目での処分庁の主張を要約すると、過去に審査請求人が本人確認を受けていれば改めて本人確認の必要がないというものと理解できる。

また、次の記述は「仮に、同住民票の写しが同号の書類に該当しない場合であっても、」と「住民票の写し」のコピーが、本人確認の書類に該当しないことを承知しながらア、イの論理を展開していることを自ら認めていると言わざるを得ない。

更に、処分庁が述べる方法による本人確認の手法は、処分庁の独自見解であると思慮され、この手法に基づき本人確認をした場合には行政の統一性を害なうものと言わざるを得ない。

行政の統一性を担保するために種々規定を設けていると理解、その一例として上記解説が上げられる。

処分庁は、法制局がなんの為に存在し、どのような役割を持っているか知る由もないと理解できる。

このような独自見解に基づき、「本人と判断したことについて、原処分を取り消し得べき違法ないしは不当な点はみとめられない。」と断定し、処分庁の正当性を主張していることは許せるものではない。

処分庁のこのような独断の見解の何処にコンプライアンスが存

在するのですか、このような考えで消費者行政を行なう資格があるとは考えられない。

これらのことから、原処分を取り消すべきである。

エの記述は、法的根拠が無いにもかかわらず独善的な解釈で、国民の権利を侵害するもので容認できるものではない。

したがって、原処分を取り消すべきである。

(ウ) 4 - (3) の項目に反論

全面的に不同意、その理由は上記記載のとおり。

(エ) 4 - (4) の項目に反論

この処分庁の記載内容は、不十分であるので補足補強しておきたい。(行個) 諮問第 220 号は、一部開示の決定がなされ、その内容は上記「本件対象文書」及び審査の内容を一部含むものであった。(220号の開示資料を参照されたい。)

しかし、行政相談に対する回答は今以て受け取っていない。

処分庁も行政相談に回答していない事、今回再度改めて質問され、その中で新たに一部開示の内容についても質問されている事も明らかにすべきであると思慮される。

再度、前回と今回の2件の行政相談について、速やかなる回答を求める。

ウ 5 の項目に反論

「本件審査請求に理由がないから、原処分は妥当である」と記載しているが、この「審査請求に理由がない」事に反論する。

その理由は、処分庁が本件理由説明書の審査請求人の主張の要旨の(2) - イ - (ア) 及び (イ) (上記(1) イ (ア) 及び (イ)) に記載されている事項に反論をしないことは、審査請求の記載事項を認めたことになると理解できる。

したがって、この事からも審査請求に理由があることになる。

よって、処分庁の主張には根拠がないことになり、原処分を取り消すべきである。

エ 結論

処分庁は、前回の開示請求には一部開示し、今回は不開示決定をしている。

また、前記ウに記載したように審査請求に記載(上記(1) イ (ア) 及び (イ)) しているにもかかわらず、理由説明書での記載もない。

このことは、審査請求の趣旨をないがしろにしていると思慮され、ひいては行政不服審査法を軽んじていることを証明していることになると考えられる。

以上のことから、処分庁の理由説明には十分な論拠が存在せず、原処分を取り消すべきであるとの答申を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明の趣旨

平成29年8月8日付け消表対第1101号の行政文書不開示決定（原処分）は妥当であるとの答申を求める。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、平成29年7月14日付けで、処分庁に対し、法13条1項の規定により、別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 審査請求人は、同月特定日A及び特定日B、消費者庁表示対策課に電話連絡を行い、本件開示請求の到達の有無を確認したところ、同課担当者は、到達している旨回答した。

(3) 処分庁は、本件開示請求に対し、同年8月8日付けで、本件開示請求に該当する保有個人情報が記録されている行政文書を作成も取得もしていないことから保有していないとして、法18条2項の規定により、原処分を行った。

(4) 審査請求人は、平成29年9月1日付けで、行政不服審査法2条の規定により、原処分の取消しを求める審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 概要

本件開示請求は、①特定生協の食肉販売の単価表示について、及び②この単価表示を指導した、協議会の考え方についての2点について、消費者庁の考え方を行政相談したものである。

しかし、消費者庁は、行政相談に現在まで回答をしていない。そこで、今回「本件文書（原文ママ）及び同文書の貴局での取扱い状況の個人情報の開示」を行うことにより、本案件に対する消費者庁の考え方を求めているものである。

イ 理由

（上記第2の2（1）イと同じなので省略する。）

ウ 結論

以上のことから、原処分を取り消すべきである。

4 原処分の妥当性

(1) 本件対象保有個人情報保有していないこと

特定年月日B付けの審査請求人による行政相談（以下「本件行政相談」という。）は、食肉の販売単価の表示に関する相談であったところ、食肉の販売単価の表示に関する考え方については、特定年月日A付け行政相談において消費者庁で考え方を整理し、本件文書を作成していたため、処分庁においては、改めて検討文書を作成することはしていない。

また、本件行政相談においては、本件文書の補足を求める内容も含まれていたが、日々発生する一般消費者からの法解釈に関する行政相談については、逐一検討文書を作成しているものではなく、必要に応じて担当者間で口頭での確認及び検討を行い、電話において回答しているため、本件行政相談においても特段文書を作成していない。

さらに、本件対象保有個人情報の開示請求を受け、消費者庁表示対策課において、念のため、書庫、執務室内及び共有フォルダ上のファイルの探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在を確認することはできなかった。また、本件審査請求を受けて、同課において、改めて、書庫、執務室内及び共有フォルダ上のファイルの探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在を確認することはできなかった。

(2) 本件開示請求に係る本人確認手続は妥当であること

ア 法の定め

法13条2項は、法に基づく開示請求における本人確認手続について、「開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（中略）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。」とし、同条を受けた法施行令14条1項1号は、前記書類の内容について、「開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、（中略）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの」とし、同2号は「前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類」と規定している。

また、同条2項は、開示請求書の郵送による開示請求における本人確認手続について、「開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長に提出すれば足りる。一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類

であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの」と規定している。

また、法13条3項前段は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときに、行政機関の長が開示請求をした者に対し、「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

イ 法の定める本人確認手続の趣旨等

法の定める本人確認手続は、個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もあることから、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである（総務省行政管理局「解説 行政機関等個人情報保護法」104ページ、平成19年度（行個）答申第7号、第8号及び第10号ないし第13号参照）。

そして、法13条2項及びこれを受けた法施行令14条1項及び2項は、開示請求書の郵送による開示請求に係る本人確認手続及び必要な書類を規定している。

もっとも、一般に本人確認手続の趣旨は、本人の実在性及び同一性を担保する行為と整理されるものであるところ（総務省行政評価局「行政手続等における本人確認に関する調査結果に基づく通知」（平成20年9月）第2の2参照）、同趣旨を害さない方法による本人確認手続であれば、その合理性は否定されないものといえる。また、法施行令14条1項2号が前記書類について「やむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類」の提示又は提出を認めていること、同条2項2号が「その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類」の提示又は提出を認めていること、法13条3項は開示請求書の形式上の不備について、行政機関の長がその存在を「認めるとき」に「その補正を求めることができる。」と規定していること等に照らせば、法の定める本人確認手続及び必要な書類の内容については、行政機関の長に一定の合理的な判断の余地を認めているものといえる。

ウ 本件開示請求に係る検討

確かに、本件開示請求に係る本人確認手続及び必要な書類について、審査請求人は、自己の国民健康保険被保険者証のコピーに加え、住民票の写しのコピーを提出している。

しかしながら、本件開示請求においては、①後記（4）の関連事情に記載のとおり、審査請求人は、本件より以前に法に基づく保有個

個人情報の開示請求を行っているところ、同開示請求に係る開示請求書と本件開示請求に係る開示請求書の「氏名」及び「住所又は居所」の自筆部分において、記載方法等に類似性ないしは同一性があること、②平成28年1月以降、本件開示請求に至るまで、消費者庁の担当課と審査請求人間において、複数回にわたる電話でのやり取りがあったこと、③本件開示請求後、審査請求人から消費者庁の担当課宛てに本件開示請求の受理の有無を確認する電話があり、受理した旨の回答を行っていること、④本件対象保有個人情報、後記(4)の関連事情に記載の前回の開示請求と密接に関連した内容であり、開示請求者本人でなければ知りえない内容であること、⑤処分庁は本件開示請求を受け、平成29年7月21日付けで、その写しを審査請求人宛ての住所に郵送する方法によって本人確認を行っていることの事情が存在する。

上記事情を踏まえると、本件開示請求を行った者が本件対象保有個人情報に係る本人であることは明らかであり、処分庁が本人確認手続のために審査請求人の国民健康保険被保険者証のコピーに加え、住民票の写しのコピーをもって、法施行令2項2号の「その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類」に該当するとして、その信用性を補強したことは妥当である。

なお、仮に、同住民表の写しのコピーが同号の書類に該当しない場合であっても、前記のとおり、本件開示請求に係る個別の事情に照らせば、処分庁において、本件開示請求に係る開示請求者を本件対象保有個人情報に係る本人と判断したことについて、原処分を取り消し得べき違法ないしは不当な点は認められない。

エ よって、本件開示請求に係る本人確認手続の瑕疵に関する審査請求人の主張には理由がない。

(3) 小括

以上のとおり、原処分に違法又は不当な点はない。また、その他、原処分に違法又は不当な点はない。

(4) 関連事情

上記第2の2(1)イ(ア)において、審査請求人は「前回(特定年月日A付け「食肉の販売単価の表示について」の行政相談文書)も同じように、回答がなされないところから、今回と同じように個人情報の開示請求を行った」旨主張しているが、同開示請求は、特定年月日C付けでなされた法13条1項に基づく開示請求であり、同開示請求に係る審査請求がなされたところ、特定年月日D付けで答申がなされている(平成28年度(行個)答申第220号)。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分は妥当であるとの答申を求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月24日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成30年3月20日 審議
- ⑤ 同年4月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 本件行政相談は、食肉の販売単価の表示に関する相談であったところ、食肉の販売単価の表示に関する考え方については、特定年月日A付け行政相談において消費者庁で考え方を整理し、「景品表示法及び公正競争規約の考え方」と題する書面（本件文書）を作成していたため、処分庁においては、改めて検討文書を作成することはしていない。

イ また、本件行政相談においては、本件文書の補足を求める内容も含まれていたが、日々発生する一般消費者からの法解釈に関する行政相談については、逐一検討文書を作成しているものではなく、必要に応じて担当者間で口頭での確認及び検討を行い、電話において回答しているため、本件行政相談においても特段文書を作成していない。

ウ さらに、本件対象保有個人情報の開示請求を受け、消費者庁表示対策課において、念のため、書庫、執務室内及び共有フォルダ上のファイルの探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在を確認することはできなかった。また、本件審査請求を受けて、同課において、改めて、書庫、執務室内及び共有フォルダ上のファイルの探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、一般消費者からの相談への対応に関する規則やマニュアルは存在しないとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められない。

イ 本件行政相談は、食肉の販売単価の表示に関する相談であったところ、食肉の販売単価の表示に関する考え方については、処分庁において、既に審査請求人からの前回の特定年月日A付け行政相談を受けた際に文書を作成して整理していたことから、改めて検討文書を作成はしておらず、また、日々発生する一般消費者からの法解釈に関する行政相談については、逐一検討文書を作成しているものではなく、必要に応じて担当者間で口頭での確認及び検討を行い、電話により回答しているため、本件行政相談においても特段文書を作成していない旨の諮問庁の説明は、上記アに照らしてみても、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ さらに、上記（１）ウで諮問庁が説明する本件対象保有個人情報の探索の範囲及び方法についても、特段の問題は認められない。

エ したがって、消費者庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、開示請求に係る本人確認書類の確認に不備があったことから、当該書類を前提として行われた原処分には瑕疵があり、取り消すべきである旨主張する。

この点、本件のように開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合、法13条2項及び法施行令14条2項に基づき、本人確認書類の提出が義務付けられており、本件においては、同項1号に定める書類のほか、同項2号に定める住民票の写し等の書類を提出する必要があるところ、審査請求人は、同項1号に定める書類のほか、住民票の写しのコピーを提出したにすぎなかったのであるから、審査請求人が同項2号に定める書類の提出を拒んだというような特段の事情もうかがえないのに、処分庁が、この点につき補正を求めないまま開示請求を受け付けて処理したことは、適切ではなかったというほかはない。

しかしながら、この点は、原処分の取消しを求める本件審査請求との関係においては、審査請求人の「自己の法律上の利益」（行政事件訴訟法10条1項参照）にかかわるものとはいえない。したがって、審査請求人の上記の主張は、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として原処分の取消しを求めるものであると解され、原処分の取消事由にはならないから、採用の余地はない。

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するも

のではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、消費者庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 1 特定月日 B 付け行政相談文書の個人情報の審査の情况及び審査時間が長期に及んだ正当な理由を開示されたい。
- 2 更に，特定月日 A に電話で回答の督促を行ったにもかかわらず，回答がなされていないので，督促されても回答がなされない審査の経緯の情况及びその正当性（貴庁の標語「ひとりで悩まず，まず相談」との観点からも矛盾のないようお願いいたします。）の理由の情報を開示されたい。
- 3 回答文書の情報を開示されたい。